平成２９年（フ）第２９８号
長崎県長崎市戸町２丁目173番地９　市営二本松アパートＣ棟204号
債務者　吉村あゆみ
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９９号
長崎県長崎市中小島２丁目８番30号　パークサイドハイツ403号
債務者　松尾　　洋
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３７号
北海道浦河郡浦河町向が丘西１丁目539－164、住民票上の住所札幌市西区西野９条４丁目６番12号
債務者　明石　一歩（旧姓鞍留）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第５３２号
宮城県富谷市ひより台２丁目７番地10
債務者　井上　隆之
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９４９号
仙台市太白区四郎丸字神明82番地の１
債務者　鈴木めぐみ
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
福島市飯坂町東湯野字南畑３番地の８
債務者　片平雅子こと　ＫＡＴＡＨＩＲＡ　ＭＩＲＴＥＳ　ＭＡＳＳＡＫＯ
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第３８５号
茨城県笠間市寺崎29番地２　市営寺崎第２住宅18号
債務者　薗部真由美（旧姓香取）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３９１号
茨城県笠間市吉岡247番地１　グラン・フォンテーヌＢ203
債務者　西村加代子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３９６号
茨城県鉾田市鉾田1072番地
債務者　石田　史郎
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４０８号
茨城県ひたちなか市南神敷台２番地１　ヴァン・エ・ルミエール103号
債務者　山本佳代子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４０９号
茨城県笠間市下郷5051番地28
債務者　高橋　俊幸
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４１６号
茨城県水戸市笠原町259番地の７　フロール101号
債務者　山崎　彩乃
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２３５号
茨城県かすみがうら市下稲吉2638番地20
債務者　石黒　惠司
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２５３号
茨城県つくば市古来1451番地　五頭ビル４－Ｆ
債務者　橋本　琢也
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１９５号
茨城県稲敷市角崎1617番地８　ウイング21角崎106号室
債務者　鈴木貴久子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２７号
茨城県桜川市真壁町山尾953番地５
債務者　根田　義廣
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部